

鹿島グループご退職者のみなさまへ
団体総合生活補償保険(MS&AD型)

令和6年度
保存版

i-deer

アイディア



リスクへの備えは i-deer にお任せください!

一般契約よりも
32.5% 割安
(団体割引 25%)
(損害率による割引 10%)

ご家族も
加入可能

べんりな
口座振替

らくらく
自動継続

申込締切日 令和6年7月31日(水)

保険期間(ご契約期間) 令和6年8月1日午後4時~令和7年8月1日午後4時まで

保険料振替日 令和6年10月28日(月)

加入者証の発送 令和6年10月下旬発送予定

取扱代理店 株式会社かたばみ(加入申込票提出先)

引受保険会社(幹事会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

KATABAMI
Insurance Agency



かたばみ HP へは『かたばみ 保険本部』で検索いただくか、
上記二次元コードからアクセスしてください。

かたばみ 全国連絡先

(E-mail : info-hoken@katabami.co.jp)

関西・四国支店

<かたばみ大阪営業所>
〒540-0001
大阪市中央区城見2-2-22
TEL:06-6946-7518
FAX:06-6946-7519

中国支店

<かたばみ広島営業所>
〒732-0814
広島市南区段原南1-3-53
TEL:082-553-7980
FAX:082-553-7981

九州支店

<かたばみ九州営業所>
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前3-12-10
TEL:092-472-1817
FAX:092-472-3216

中部支店

<かたばみ名古屋営業所>
〒460-0003
名古屋市中区錦2-20-15
TEL:052-307-5100
FAX:052-307-5101

北海道支店

<かたばみ札幌営業所>
〒060-0002
札幌市中央区北二条西4-1-3
TEL:011-231-5186
FAX:011-231-7663

東北支店

<かたばみ東北営業所>
〒980-0802
仙台市青葉区二日町2-15
TEL:022-262-0478
FAX:022-268-1519

本社・海外・関東・東京・北陸支店

<かたばみ本社>
〒107-8638
港区元赤坂1-5-8
TEL:03-5413-8115
FAX:03-5413-8120

横浜支店

<かたばみ横浜営業所>
〒231-0011
横浜市中区太田町4-55
TEL:045-345-6590
FAX:045-345-6591

取扱代理店

株式会社かたばみ

〒107-8638 東京都港区元赤坂1-5-8 虎屋第二ビル
TEL 03-5413-8115 FAX 03-5413-8120
(2024年6月承認) A24-100777

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第五部 営業第二課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-1286 FAX 03-6748-7866

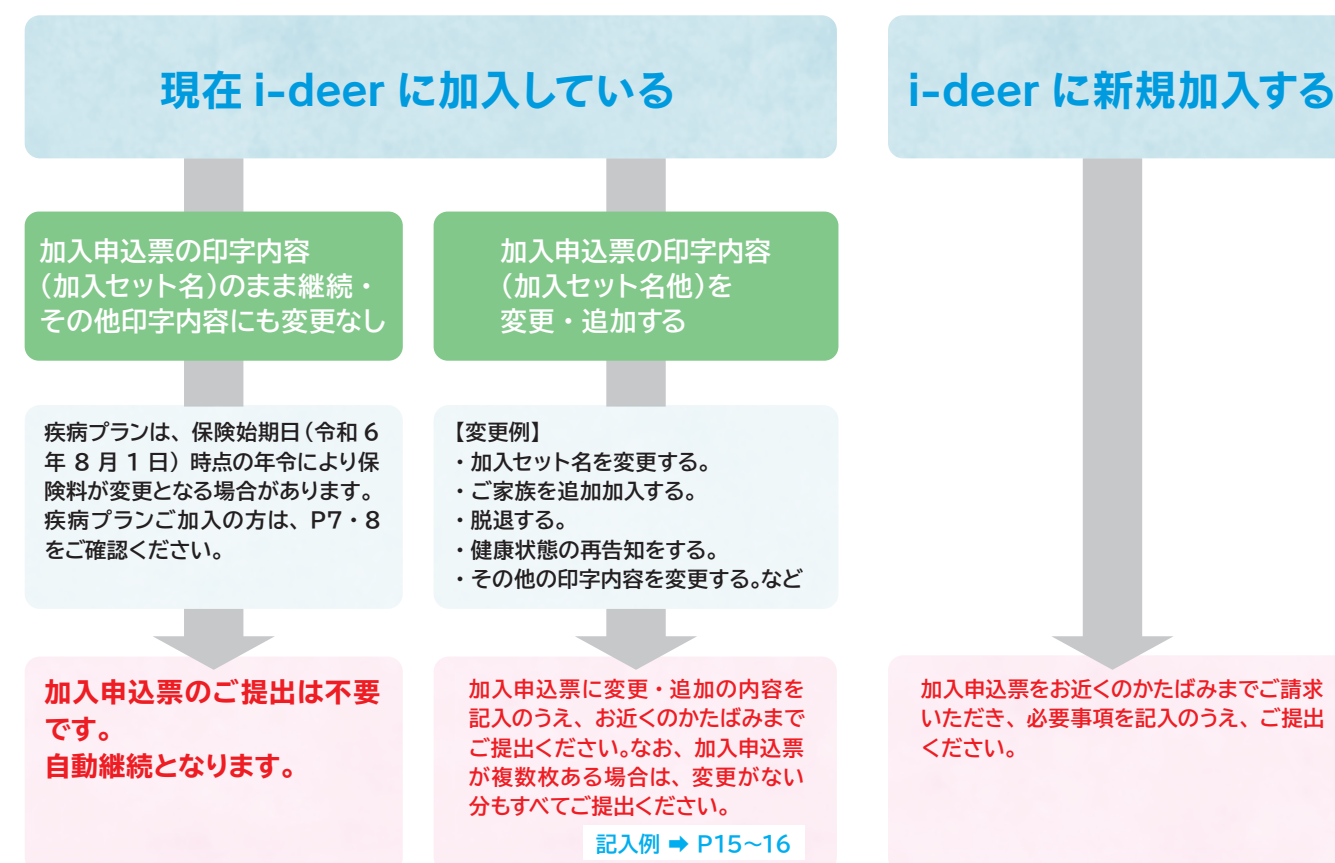
目 次

● お手続きガイド	…………P2
● 加入資格・被保険者範囲	…………P2
● 商品ラインナップ	…………P3～4
● 自由設計プラン	
・おすすめオプション(特約)のご紹介・おすすめ加入例	…………P5～6
・疾病プラン(SC) 基本補償	…………P7
・オプション(疾病プラン専用)	…………P8
・傷害プラン(SA・SS) 基本補償	…………P9
・オプション(疾病プラン・傷害プラン共通/傷害プラン専用)	…………P10
● ファミリープラン(FB1～FB4、FS1～FS4)	…………P11～12
● 継続加入の方のみ	…………P13
・バリュープラン (A1(N)～A3(N))	
・ワイドプラン (B1(N)～B3(N))	
・ライズプラン (C1(N)～C3(N))	
● Q&A	…………P14
● 変更・脱退手続き 加入申込票記入例	…………P15～16
● 健康状態告知についてのご案内	…………P17～22
● ご加入の注意点	…………P23～24
● ご加入者(被保険者)さま向け各種サービスのご案内	…………P25
● お支払いする保険金および費用保険金のご説明	…………P26～43
● 重要事項のご説明	…………P44～49
● かたばみ全国連絡先	…………裏表紙

【令和 6 年度の割引率・保険料について】

- ・団体割引 25%、損害率による割引 10%が適用されます。(令和 5 年度と変わりません。)
- ・疾病プランの年齢により保険料が変更となる場合を除き、保険料の変更はありません。

お手続きガイド

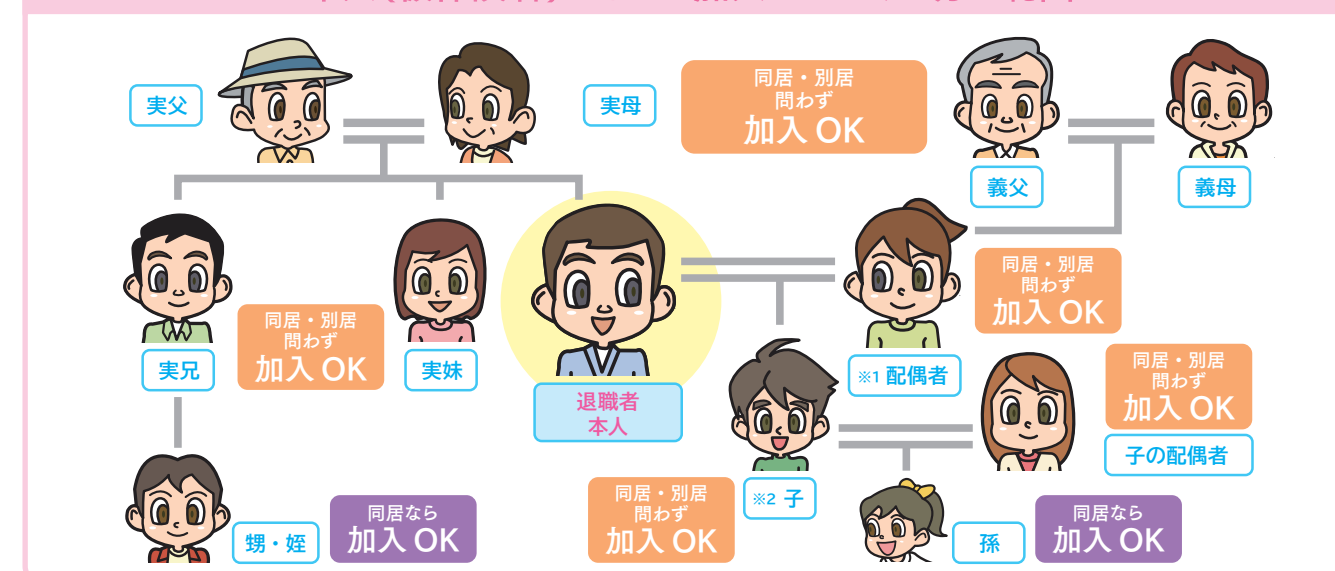


i-deer は、鹿島建設株式会社を保険契約者とし、鹿島グループ各社の退職者を申込人(加入者)とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体契約のため損害率による割引制度があります。著しく保険金請求の頻度が高いなど加入者相互間の公平性を損なうおそれがある場合には、本制度の安定した運用を維持するため、個別に加入プラン・口数の制限をさせていただいたり、継続を中止することがあります。あらかじめご了承ください。

加入資格・被保険者範囲

申込人となれる方は鹿島グループ各社の退職者で、被保険者(補償の対象となる方)本人の範囲は、①鹿島グループ各社の退職者本人 ②配偶者 ③子ども ④両親 ⑤兄弟姉妹 ⑥同居の親族(6 親等内の血族および 3 親等内の姻族)*です。※同居の親族は、ファミリープランの本人となることはできません。

本人(被保険者)としてご加入いただける方の範囲



※1 配偶者には、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※2 子どもには、被保険者本人と養子縁組した子も含まれます。

商品ラインナップ

自由設計プラン

病気になった時の備えは…

疾病プラン(SC)

病気による
入院・手術・放射線治療・
通院の補償

オプション

先進医療費用

がん診断保険金

本人介護一時金

八大疾病一時金

疾病による家事代行費用

女性形成治療

日常生活賠償

受託物賠償

携行品損害

育英費用

救援者費用

弁護士費用



P7・8を
ご覧ください

ケガした時の備えは…

傷害プラン(SA)・ 交通傷害プラン (SS)

ケガによる
死亡・後遺障害、入院・手術・
通院の補償(傷害プラン)

交通傷害による
死亡・後遺障害、入院・手術・
通院の補償(交通傷害プラン)

オプション

傷害による家事代行費用

共通オプション



P9・10を
ご覧ください

ファミリープラン

家族のケガや、賠償、被害事故の備えは…

ファミリープラン (家族型・夫婦型) (FB1～FB4、FS1～FS4)

ケガによる死亡・後遺障害、
入院・手術・通院の補償

+

ご家族・夫婦がまとめて補償される割安なプラン！

交通事故危険増額支払セット

日常生活賠償セット

弁護士費用セット



P11・12を
ご覧ください

※既にご加入いただいているみなさまは、お申し出のない場合は
自動継続となります。

申込締切日：令和6年7月31日(水)

保険期間(ご契約期間)：令和6年8月1日午後4時～令和7年8月1日午後4時まで

保険料振替日：令和6年10月28日(月)

加入者証の発送：令和6年10月下旬発送予定

継続加入の方のみ

バリュープラン (A1(N)～A3(N))

ワイドプラン (B1(N)～B3(N))

ライズプラン (C1(N)～C3(N))

P13を
ご覧ください

自由設計プラン おすすめオプション(特約)のご紹介

おすすめ

1

八大疾病一時金補償特約(セット番号:90、91)

がん・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされた場合に一時金をお支払いする、**八大疾病一時金補償特約**をおすすめいたします。

保険金額 100 万円(セット番号:91)か 50 万円(セット番号:90)のどちらかをご選択いただけます。

ご注意・疾病プラン(SC)のオプションとしてセット可能です。

- ・ご加入上限口数は、1 口となります。
- ・がん診断保険金特約(セット番号:71、72)と同時セットはできません。



➡ 年齢により保険料は異なります。詳細は P8 へ

支払対象となる疾病	支払い要件	支払回数
①がん	次のいずれかのがんと医師による病理組織学的所見によって診断確定された場合 a. 保険期間の開始時以降に初めて罹患したがん b. 再発したがん c. 転移したがん d. 既払がんとは全く別のがん	被保険者が保険金支払事由該当日(三大疾病診断見舞金補償特約からの移行の場合には通算して)から2年以内に再び保険金支払要件に該当するがんと診断確定されたときは保険金をお支払いいたしません。
②急性心筋梗塞	急性心筋梗塞診療開始日からその日を含めて 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合	保険金のお支払い回数は、八大疾病一時金補償初年度契約の始期日から通算して(三大疾病診断見舞金補償特約からの移行の場合にはこれまでの加入を通して)1 回に限ります。
③脳卒中	脳卒中診療開始日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合	
④糖尿病	糖尿病と医師によって診断され、糖尿病により次のいずれかの疾病を発病したことが医師によって診断された場合 a. 糖尿病性網膜症 b. 糖尿病性壊疽	
⑤高血圧性疾患	高血圧性疾患と医師によって診断され、高血圧性疾患により次のいずれかの疾病を発病したことが医師によって診断された場合 a. 大動脈瘤解離 b. 大動脈瘤	
⑥慢性腎不全	慢性腎不全と医師によって診断され、次のいずれかに該当した場合 a. 慢性腎不全の治療を直接の目的として医師が必要と認める人工透析療法を開始した場合 b. 慢性腎不全の治療を直接の目的として腎移植手術を受けた場合	
⑦肝硬変	肝硬変と医師によって診断された場合	保険金のお支払い回数は、八大疾病一時金補償初年度契約の始期日から通算して 1 回に限ります。
⑧慢性膵炎	慢性膵炎と医師によって診断された場合	

(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

➡ 保険金の支払いについての詳細は P28・29 へ

おすすめ

2

日常生活賠償特約(セット番号:11【「SC」にセットする場合は011】)

日本国内または国外において、日常生活における偶然な事故等により、他人を死傷させたり、他人のものを損壊させた結果、第三者に法律上の損害賠償責任を負った場合に、または日本国内で電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いする、**日常生活賠償特約**をおすすめいたします。

こんな時にお役に立ちます!

- ◎多くの自治体が加入を義務化している、いわゆる自転車保険(自転車利用中の賠償事故に備える補償)の要件を満たすオプションとなります。
- ◎住宅に関する賠償事故(例:マンションにお住まいの方で、トイレがつまって水漏れが発生してしまい、階下の住戸に損害を与えてしまった場合等)も補償対象となります。

ご注意・傷害プラン(SA)、交通傷害プラン(SS)、疾病プラン(SC)のオプションとしてセット可能です。

- ・ご加入上限口数は、1 口となります。
- ・本特約をセットする場合、同様の保険契約が他にあるときは、補償が重複することがあります。



対象となる事故	対象となる損害賠償責任
①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	・日本国内外において発生した左記①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合 ・日本国内において発生した左記①または②の事故により、被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合
②日常生活に起因する偶然な事故	

➡ 保険金の支払いについての詳細は P40 へ

被保険者の範囲			
本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族	本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子

※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

おすすめ
加入例

おすすめオプションの加入例

(被保険者年齢 70 才の場合)

疾病プラン(SC)
+
八大疾病一時金(91)

SC	1口	75,070 円
オプション	八大疾病一時金	80,080 円
合計保険料		155,150 円



交通傷害プラン(SS)
+
日常生活賠償(11)

SS	1口	1,640 円
オプション	日常生活賠償	1,220 円
合計保険料		2,860 円



疾病プラン (SC)



基本補償

国内・国外を問わず、病気による入院・手術・放射線治療・通院を補償します。
 なお、通院の補償は、入院された場合の入院前後の通院が対象となり、入院されず通院のみの場合は対象外となります。

被保険者年令	ご加入上限口数
生後15日以上～14才	1口
15才～60才	2口*1
61才～89才	1口

*1 2口でのご加入は 15才～60才までとなり、61才の更新時には減口のお手続きが必要となります。あらかじめご了承ください。

	セット名	SC	
補償項目	疾病入院保険金日額	5,000円	
	疾病手術保険金額	入院中	5万円
		入院中以外	25,000円
	疾病放射線治療保険金額	5万円	
	疾病通院保険金日額	5,000円	
	疾病退院時一時金額	5万円	

・疾病入院支払対象期間 1,095日／疾病入院支払限度日数 180日・免責期間：0日(入院)
 ・疾病通院支払対象期間 180日／疾病通院支払限度日数 30日
 ・特定精神障害補償特約セット ・疾病通院保険金の支払条件変更特約セット

・新規でご加入いただけるのは令和6年8月1日時点での満年令が69才までの方に限られます。
 ・70才以上の方のご加入は継続契約のみとなり89才までとなりますのでご注意ください。 ・当疾病プランは保険料が年令区分による更新型となっております。
 ・払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象です。(令和6年4月現在)
 ・新規加入・増口・オプションの追加・再告知をされる方は、P17～20を必ずご確認ください。

一時払保険料 (令和6年8月1日時点の満年令)	生後15日以上～4才	13,850円	45才～49才	11,050円
	5才～9才	4,640円	50才～54才	15,650円
	10才～14才	3,540円	55才～59才	22,320円
	15才～19才	3,080円	60才～64才	33,500円
	20才～24才	4,100円	65才～69才	46,680円
	25才～29才	6,760円	70才～74才(継続契約の方のみ)	75,070円
	30才～34才	9,130円	75才～79才(継続契約の方のみ)	122,450円
	35才～39才	8,870円	80才～84才(継続契約の方のみ)	190,940円
	40才～44才	8,860円	85才～89才(継続契約の方のみ)	281,210円

※記載の保険料は団体割引25%、損害率による割引10%を適用しています。

お支払い事例

お支払事例① SCプラン1口加入の場合

急性虫垂炎(盲腸炎)で5日間入院し手術を受けた。



お支払いされる保険金等

- 疾病入院保険金 5,000円×5日=25,000円
- 疾病手術保険金 50,000円

受取保険金合計 **75,000円**

お支払事例② SCプラン2口+「72」加入の場合

がんと診断確定されて7日間入院した。



お支払いされる保険金等

- がん診断保険金 100万円
- 疾病入院保険金 10,000円×7日=70,000円

受取保険金合計 **1,070,000円**

オプション

P10のオプションもセット可能です

疾病プラン(SC)にセットできます。

ご加入上限口数

1口

			△先進医療費用保険金		がん診断保険金				本人介護一時金 (フランチャイズ90日)		八大疾病一時金				△疾病による 家事代行 費用保険金		女性形成 治療保険金			
			セット番号		61	62	71		72		81		90		91		102		111	
保険金額			500万円		1,000万円		50万円		100万円		300万円		50万円		100万円		日額1万円 (1回の入院につき 免責金額5,000円)		25万円	
一時払保険料 (令和6年8月1日 時点の満年令)	生後15日以上 ～4才	45才～49才	520円 (全年令共通)	600円 (全年令共通)	610円	4,350円	1,220円	8,710円	170円	360円	1,020円	5,510円	2,050円	11,030円	3,330円	7,390円	390円 (全年令共通)			
	5才～9才	50才～54才			270円	6,740円	540円	13,480円	170円	770円	1,020円	8,170円	2,050円	16,350円	1,200円	9,870円				
	10才～14才	55才～59才			280円	10,890円	550円	21,780円	170円	1,720円	1,020円	12,830円	2,050円	25,660円	1,100円	13,390円				
	15才～19才	60才～64才			330円	15,250円	660円	30,510円	170円	3,750円	1,020円	20,300円	2,050円	40,590円	2,320円	15,530円				
	20才～24才	65才～69才			450円	21,850円	900円	43,710円	170円	8,510円	1,020円	29,700円	2,050円	59,390円	3,870円	16,290円				
	25才～29才	70才～74才			610円	27,420円	1,220円	54,840円	170円	18,750円	1,020円	40,040円	2,050円	80,080円	5,650円	21,690円				
	30才～34才	75才～79才			780円	29,840円	1,560円	59,690円	170円	40,650円	1,020円	53,120円	2,050円	106,230円	6,220円	34,960円				
	35才～39才	80才～84才			1,300円	29,840円	2,600円	59,690円	170円	101,610円	1,980円	73,230円	3,950円	146,460円	5,560円	41,990円				
	40才～44才	85才～89才			2,480円	29,840円	4,960円	59,690円	170円	220,970円	3,330円	104,460円	6,670円	208,930円	5,950円	67,260円				

※記載の保険料は団体割引25%、損害率による割引10%を適用しています。

△印の補償は、重複する可能性のある特約です。詳細はP24「ご加入の注意点」をご確認ください。「がん診断保険金」と「八大疾病一時金」は同時セットできません。

先進医療費用保険金(セット番号：61,62)

身体障害を被り、その治療のために日本国内の病院等において「先進医療*2」を受けた場合に保険金をお支払いします。
 セットされている特約：天災危険補償特約、特定精神障害補償特約

*2「先進医療」とは、将来的な公的医療保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

がん診断保険金(セット番号：71,72)*3

がんと診断確定されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

本人介護一時金(フランチャイズ90日)(セット番号：81)

要介護状態になり、フランチャイズ期間を超えて要介護状態が継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。
 当特約は、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、失効いたします。

八大疾病一時金(セット番号：90,91)

がん*3、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎により、所定の状態になった場合に、保険金をお支払いします。

疾病による家事代行費用保険金に関する補償(セット番号：102)

発病した病気のため所定の条件を満たし、ホームヘルパー雇入費用、清掃代行サービス業者利用費用、ベビーシッター雇入費用、託児所・保育所等の費用、クリーニング費用を負担した場合に保険金をお支払いします。
 セットされている特約：特定精神障害補償特約

女性形成治療保険金(セット番号：111)*3

乳房切除術や植皮術など所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。

*3 初年度契約の保険期間の開始時より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間といえます)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」P26～をご確認ください。

傷害プラン (SA)



基本補償

国内・国外を問わず、ケガによる
入院・手術・通院を
補償します。

ご加入上限口数

10口

補償項目	セット名		SA	
	傷害死亡・後遺障害保険金額		100万円	
	傷害入院保険金日額		1,000円	
	傷害手術保険金額		入院中	1万円
			入院中以外	5,000円
	傷害通院保険金日額		1,000円	

- ・傷害入院支払対象期間 180 日／傷害入院支払限度日数 180 日
- ・傷害通院支払対象期間 180 日／傷害通院支払限度日数 90 日
- ・免責期間：0 日(入院通院)
- ・天災危険補償特約セット
- ・熱中症危険補償特約セット
- ・食中毒補償特約セット

※記載の保険料は団体割引 25%、損害率による割引 10% を適用しています。

一時払保険料

4,290円

交通傷害プラン (SS)

交通事故危険のみ補償特約セット



基本補償

交通事故のみ補償*のリーズナブルな
基本プランです。

*対象となる交通傷害については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」P31 の ②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合をご確認ください。

ご加入上限口数

10口

補償項目	セット名		SS	
	交通傷害死亡・後遺障害保険金額		100万円	
	交通傷害入院保険金日額		1,000円	
	交通傷害手術保険金額		入院中	1万円
			入院中以外	5,000円
	交通傷害通院保険金日額		1,000円	

- ・傷害入院支払対象期間 180 日／傷害入院支払限度日数 180 日
- ・傷害通院支払対象期間 180 日／傷害通院支払限度日数 90 日
- ・免責期間：0 日(入院通院)
- ・天災危険補償特約セット

※記載の保険料は団体割引 25%、損害率による割引 10% を適用しています。

一時払保険料

1,640円

【SA・SS 共通】(注)15 才未満の 1 被保険者あたり引受限度額は以下の通りです。(損保、生保、共済、他社加入分を含みます。)
・傷害死亡・後遺障害保険金額：2,000 万円・傷害入院保険金日額：15,000 円・傷害通院保険金日額：10,000 円

お支払い事例

お支払事例 ① 「SA」2 口 + 「SS」2 口加入の場合

自転車乗車中、車両と接触・転倒して、3 日間通院治療を受けた。



お支払いされる保険金等

- 傷害通院保険金 2,000 円 × 3 日 = 6,000 円
- 交通傷害通院保険金 2,000 円 × 3 日 = 6,000 円

受取保険金合計 12,000 円

お支払事例 ② 「SA」1 口 + 「11」1 口加入の場合

自転車で歩行中の女性と衝突し、頭蓋骨骨折・意識不明の状態にしてしまった。



お支払いされる保険金等

- 日常生活賠償補償 (判決認額に基づき) 9,521 万円

受取保険金合計 9,521 万円

<神戸地方裁判所、平成 25 年 7 月 4 日判決>
判決認額※：9,521 万円(出典：一般社団法人日本損害保険協会 HP「自転車事故と保険」より抜粋)
※判決認額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

オプション

疾病プラン(SC)・傷害プラン(SA)・交通傷害プラン(SS)に
セットできます。

「傷害による家事代行費用等補償」は「SC」にはセットできません。
(「SA」「SS」のみセット可)

ご加入上限口数

1口

	△日常生活賠償補償	△受託物賠償責任補償		△携行品損害補償			△傷害による家事代行費用等補償	△育英費用補償 *1*2*3			△救援者費用等補償	△弁護士費用補償
	11	21	22	31	32	33	42	51	52	53	121	131
セット番号 ①「SA」「SS」にセットする場合	11	21	22	31	32	33	42	51	52	53	121	131
セット番号 ②「SC」にセットする場合	011	021	022	031	032	033	—	051	052	053	141	151
保 険 金 額	3億円	10万円	30万円	10万円	20万円	30万円	日額1万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	200万円	300万円 (法律相談費用10万円)
	(免責金額0円)	(1事故につき免責金額5,000円)		(1事故につき免責金額3,000円)			(1事故につき免責金額5,000円)					
一時払保険料	1,220円	160円	270円	740円	1,130円	1,760円	930円	4,200円	8,400円	12,600円	110円	2,230円

※記載の保険料は団体割引 25%、損害率による割引 10% を適用しています。

示談交渉サービスセットで安心!

△印の補償は、重複する可能性のある特約です。詳細は P24「ご加入の注意点」をご確認ください。

日常生活賠償補償(セット番号：「SA」「SS」にセットする場合「11」、 「SC」にセットする場合「011」)

国内・国外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、または日本国内で電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

受託物賠償責任補償(セット番号：「SA」「SS」にセットする場合「21」「22」、 「SC」にセットする場合「021」「022」)

国内・国外を問わず、他人から借りたり、預かったりした物の破損や盗難により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

携行品損害補償(セット番号：「SA」「SS」にセットする場合「31」「32」「33」、 「SC」にセットする場合「031」「032」「033」)

国内・国外を問わず、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に補償します。携帯電話、スマートフォン、タブレット、眼鏡などは補償対象外となります。詳しくは「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」(P31)をご確認ください。

傷害による家事代行費用等補償(セット番号：42)

偶然な事故によるケガのため、所定の条件を満たし、ホームヘルパー雇入費用、清掃代行サービス業者利用費用、ベビーシッター雇入費用、託児所・保育所等の費用、クリーニング費用を負担した場合に保険金をお支払いします。

育英費用補償(セット番号：「SA」「SS」にセットする場合「51」「52」「53」、 「SC」にセットする場合「051」「052」「053」)

扶養者が偶然な事故によるケガのため、所定の状態になり、被保険者が扶養されなくなった場合に保険金をお支払いします。

- *1 被保険者としてご加入できる方は、扶養者がいる方で、満期日において満 23 才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方となります。
- *2 当特約の引き受けは 1 被保険者につき 1 つとし、他社契約分を含めて重複することはできません。
- *3 当特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、失効いたします。

セットされている特約：天災危険補償特約(育英費用補償特約用)

救援者費用等補償(セット番号：「SA」「SS」にセットする場合「121」、 「SC」にセットする場合「141」)

救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合に補償します。

- ①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
- ③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に、死亡した場合または継続して 14 日以上入院した場合

弁護士費用補償(セット番号：「SA」「SS」にセットする場合「131」、 「SC」にセットする場合「151」)

身体や財物への被害事故にあわれた際に、弁護士費用、法律相談費用をお支払いいたします。

※補償内容、および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」P31 ~をご確認ください。

ファミリープラン (家族型・夫婦型) (FB1～FB4、FS1～FS4)



- ・当ファミリープランには疾病に対する補償がありません。P7に記載の疾病プランをあわせてご検討ください。
- ・なお、疾病プランには家族を一括で補償する方式はありませんので、お一人お一人が個々にご加入いただく方式となります。
- ・被保険者の範囲は下記の図のとおりになります。
- ・ペットはご家族に含まれません。別途ペットの保険をご検討ください。詳細はかたばみへお問い合わせください。

ケガ、賠償、被害事故(弁護士費用)を、
家族(または夫婦)まとめて補償します。

ケガによる死亡・後遺障害、 入院・手術・通院の補償 +

自動セット

交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約

交通事故によるケガの場合、お支払い保険金額が倍になります。
*対象となる交通傷害については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」P31の②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合をご確認ください。

示談交渉サービスセットで安心!

日常生活賠償特約

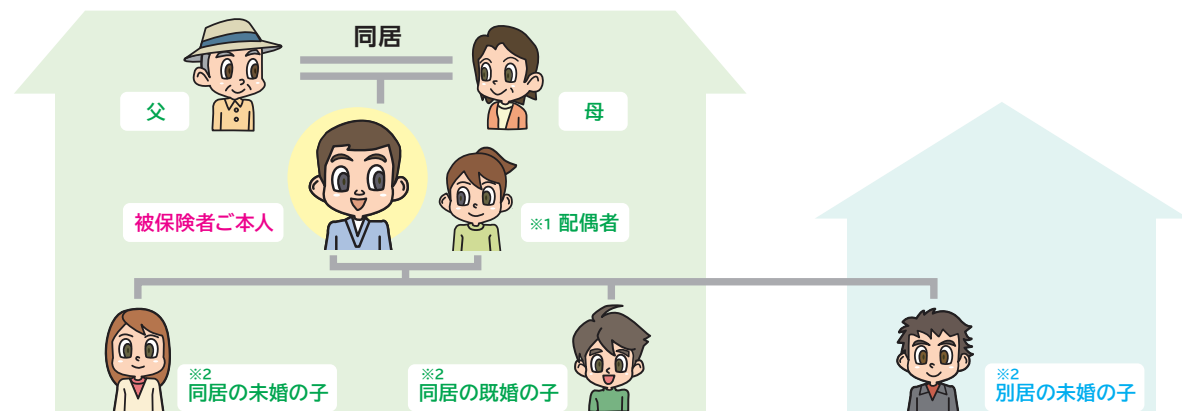
国内・国外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、または日本国内で電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

弁護士費用特約

身体や財物への被害事故にあわれた際に、弁護士費用、法律相談費用をお支払いいたします。

被保険者の範囲(家族型の場合)

- ①本人・本人の配偶者
- ②本人または本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)
- ③本人または本人の配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子



※上記関係図は被保険者の範囲の一例です。

※1 配偶者には、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※2 子どもには、被保険者本人と養子縁組した子も含まれます。

ファミリープラン保険料

- ・傷害入院支払対象期間 180 日／傷害入院支払限度日数 180 日
- ・傷害通院支払対象期間 180 日／傷害通院支払限度日数 90 日
- ・免責期間：0 日(入通院)
- ・天災危険補償特約セット
- ・食中毒補償特約セット

家族型		ご加入上限口数 1 口							
セット名		FB1		FB2		FB3		FB4	
補償項目	★傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円		300万円		500万円		700万円	
		交通事故	+150万円	交通事故	+300万円	交通事故	+500万円	交通事故	+700万円
	★傷害入院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度180日)	2,000円		4,000円		5,000円		6,000円	
		交通事故	+2,000円	交通事故	+4,000円	交通事故	+5,000円	交通事故	+6,000円
	★傷害手術保険金額	入院中 2万円		入院中 4万円		入院中 5万円		入院中 6万円	
		入院中以外 1万円		入院中以外 2万円		入院中以外 2.5万円		入院中以外 3万円	
		交通事故	入院中 +2万円 入院中以外 +1万円	交通事故	入院中 +4万円 入院中以外 +2万円	交通事故	入院中 +5万円 入院中以外 +2.5万円	交通事故	入院中 +6万円 入院中以外 +3万円
	★傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度90日)	1,000円		2,000円		3,000円		4,000円	
		交通事故	+1,000円	交通事故	+2,000円	交通事故	+3,000円	交通事故	+4,000円
	△♥日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	3億円							
	△◆弁護士費用等保険金額	300万円(法律相談費用保険金額10万円)							
一時払保険料		27,680円		51,860円		75,630円		99,400円	

夫婦型		ご加入上限口数 1 口							
セット名		FS1		FS2		FS3		FS4	
補償項目	★傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円		300万円		500万円		700万円	
		交通事故	+150万円	交通事故	+300万円	交通事故	+500万円	交通事故	+700万円
	★傷害入院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度180日)	2,000円		4,000円		5,000円		6,000円	
		交通事故	+2,000円	交通事故	+4,000円	交通事故	+5,000円	交通事故	+6,000円
	★傷害手術保険金額	入院中 2万円		入院中 4万円		入院中 5万円		入院中 6万円	
		入院中以外 1万円		入院中以外 2万円		入院中以外 2.5万円		入院中以外 3万円	
		交通事故	入院中 +2万円 入院中以外 +1万円	交通事故	入院中 +4万円 入院中以外 +2万円	交通事故	入院中 +5万円 入院中以外 +2.5万円	交通事故	入院中 +6万円 入院中以外 +3万円
	★傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度90日)	1,000円		2,000円		3,000円		4,000円	
		交通事故	+1,000円	交通事故	+2,000円	交通事故	+3,000円	交通事故	+4,000円
	△♥日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	3億円							
	△◆弁護士費用等保険金額	300万円(法律相談費用保険金額10万円)							
一時払保険料		16,920円		30,350円		43,640円		56,930円	

- ★印の補償は、【家族型】：ご本人・配偶者・ご親族 【夫婦型】：ご本人・配偶者、被保険者お一人ごと同額の保険金額となっております。
- ♥印の補償は、一事故につき、ご家族全員での保険金額となっております。(被保険者お一人ごとの保険金額ではありませんのでご注意ください。)
- ◆印の補償は、一事故につき、被保険者お一人ごとの保険金額となっております。
- △印の補償は、重複する可能性のある特約です。詳細は P24「ご加入の注意点」をご確認ください。

※記載の保険料は団体割引 25%、損害率による割引 10% を適用しています。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」P31～をご確認ください。

継続加入の方のみ

このページの加入プランは、継続加入の方のみとなります。(新規の申し込みは受け付けておりません。)

バリュープラン

	セット名	A1	A1N	A2	A2N	A3	A3N
補償項目	傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円		300万円		500万円	
	傷害入院保険金日額 (支払対象期間60日・支払限度日数60日)	2,000円		4,000円		5,000円	
	傷害手術保険金額	2万円・1万円		4万円・2万円		5万円・2.5万円	
	傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数30日)	1,000円		2,000円		3,000円	
	△救援者費用等保険金額	200万円					
	△弁護士費用等保険金額	300万円（法律相談費用保険金額 10万円）					
	△携行品損害保険金額	10万円（1事故につき免責金額 3,000円）					
	△日常生活賠償保険金額（免責金額 0円）	3億円	－	3億円	－	3億円	－
	一時払保険料	8,810円	7,590円	13,300円	12,080円	17,780円	16,560円

ワイドプラン

	セット名	B1	B1N	B2	B2N	B3	B3N
補償項目	傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円		300万円		500万円	
	傷害入院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数180日)	2,000円		4,000円		5,000円	
	傷害手術保険金額	2万円・1万円		4万円・2万円		5万円・2.5万円	
	傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数90日)	1,000円		2,000円		3,000円	
	△救援者費用等保険金額	200万円					
	△弁護士費用等保険金額	300万円（法律相談費用保険金額 10万円）					
	△携行品損害保険金額	30万円（1事故につき免責金額 3,000円）					
	△日常生活賠償保険金額（免責金額 0円）	3億円	－	3億円	－	3億円	－
	一時払保険料	10,830円	9,610円	16,320円	15,100円	21,710円	20,490円

ライズプラン

	セット名	C1	C1N	C2	C2N	C3	C3N
補償項目	傷害死亡・後遺障害保険金額	－		－		－	
	傷害入院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数180日)	4,000円		5,000円		7,000円	
	傷害手術保険金額	4万円・2万円		5万円・2.5万円		7万円・3.5万円	
	傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数90日)	2,000円		3,000円		5,000円	
	△救援者費用等保険金額	200万円					
	△弁護士費用等保険金額	300万円（法律相談費用保険金額 10万円）					
	△携行品損害保険金額	30万円（1事故につき免責金額 3,000円）					
	△日常生活賠償保険金額（免責金額 0円）	3億円	－	3億円	－	3億円	－
	一時払保険料	13,020円	11,800円	16,210円	14,990円	22,590円	21,370円

バリュー・ワイド・ライズプラン共通

・免責期間：0日(入通院)
・上記以外にセットされている特約：天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、食中毒補償特約
・傷害手術保険金は、入院中の手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍です。
・△印の補償は、重複する可能性のある特約です。詳細はP24「ご加入の注意点」をご確認ください。
※記載の保険料は団体割引25%、損害率による割引10%を適用しています。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」P31～をご確認ください。

Q & A

継続手続き

A.1

Q1. 継続時に加入申込票を提出する必要がありますか？

自動継続となるため、前年度と同じプランでの継続の場合、加入申込票の提出は不要です。

中途加入

A.2

Q2. 中途加入はできますか？

はい。中途加入も随時受け付けております。
ただし、中途加入日の午前0時からの補償開始となります。

保険料控除

A.3

Q3. 保険料控除の対象になりますか？

疾病プラン・オプションの保険料は、生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

はり治療

A.4

Q4. ケガの治療のため、はり治療を受けましたが、保険金支払いの対象となりますか？

はり・マッサージ・灸などによる治療を目的とする通院については、医師の明確な指示がない場合には対象となりませんのでご注意ください。

自転車保険

A.5

Q5. 自治体で加入が義務化されている、「自転車保険」に対応したプランはどれですか？

自治体で主に加入が求められているのは、第三者にケガを負わせたり、その所有物に損害を与えてしまった際の賠償責任の補償(日常生活賠償補償)です。疾病プラン(SC)・傷害プラン(SA)・交通傷害プラン(SS)のオプション「011・11：日常生活賠償補償」、またはファミリープランをご検討ください。なお、他の保険契約などに、同種の補償を既にセットされている場合には、補償が重複する可能性がありますのでご注意ください。

日常生活賠償

A.6

Q6. 日常生活賠償は、家族も対象となりますか？

はい。日常生活賠償の対象となる方(被保険者)は、被保険者ご本人、配偶者、同居の親族(注1)および別居の未婚(注2)のお子さまが含まれます。また、これらの被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
(注1)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
(注2)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

再告知

A.7

Q7. 疾病プラン加入時に特定の疾病が対象外となりましたが、数年が経ち、その後は異常がありません。この条件を変更することはできますか？

健康状態の再告知を行っていただくことで、継続後の条件を変更できることがあります。
詳しくはお近くのかたばみまでお問い合わせください。
(記入にあたっては「健康状態告知についてのご案内」P18をご確認ください)

変更・脱退手続き 加入申込票記入例

☆契約内容に変更がない場合は、加入申込票をご提出いただく必要はありません。前契約満期日時点と同一内容での自動継続となります。

加入申込票の プラン表示について

- ・傷害プラン・交通傷害プラン等、加入プランごとに1行となり、符号・ご加入プラン（符号）が7プラン以上の場合、加入申込票が複数また、加入申込票の追加が必要な場合にはかたばみまでご連絡

号単位で表示されています。
枚となります。プランの一部を変更される場合でも、加入申込票はすべてご提出ください。

①加入申込日（加入申込票記入日）を記入いただき、フルネームでご署名ください。

②加入区分のいずれかに○をしてください。
「変更」 符号単位の変更、一部脱退の場合
「全員脱退」 すべての符号を脱退する場合
※「全員脱退」の場合、③符号ごとの加入区分、⑥変更内容は記入不要です。

⑥変更・追加する、プランのセット名、オプションのセット番号、口数を追記・削除してください。
育英費用については、「オプションセット番号」欄には記入せず、右端の「育英費用」欄にセット番号・口数を記入し、⑦に被保険者・扶養者の情報を記入してください。
※この記入例（赤字部分）では、符号2：SC 1口→2口に変更、符号3：SC 2口・62 1口・91 1口を削除（脱退）、符号4：FB1 1口を追加しています。

③符号ごとの加入区分に○をしてください。

「新規」
新たに符号を追加する場合（符号の記入は不要です。）

「継続」
該当の符号は変更せずそのまま継続の場合

「変更」
符号の内容を変更する場合

「脱退」
符号の内容を削除（脱退）する場合

④被保険者の性別、生年月日、年齢、団体との関係について、印字がされていない項目がある場合には追記してください。

⑤「他の保険契約等」「過去3年以内の保険金請求」に該当がある場合には、○をし、加入申込票1枚目裏面に記入してください。
※記入にあたっては、右記をご参照ください。

※加入申込票1枚目裏面記入例

※他の保険契約等

被保険者氏名	※他の保険契約等									
	保険会社等名称	保険種類	満期日	保険金額 (賠償支払限度額)	傷害死亡・後遺傷害 保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	傷害の補償	疾病の補償	傷害の補償
かたばみ 太郎	〇〇損保	傷害	6年9月1日	(合計) 万円 500 万円	(合計) 1,000 円	(合計) 円	(合計) 1,000 円	(合計) 円	(合計) 円	(合計) 円
			年 月 日	(合計) 万円	(合計) 万円	(合計) 円	(合計) 円	(合計) 円	(合計) 円	(合計) 円
			年 月 日	(合計) 万円	(合計) 万円	(合計) 円	(合計) 円	(合計) 円	(合計) 円	(合計) 円

(注)「他の保険契約等」欄には、下記についてご記入ください。

同種の危険を補償する他の保険契約等（被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身体のケガまたは病気および損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等）（団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。）

保険金請求歴

過去3年以内に病気・ケガまたは事故で保険金を請求または受領し、その合計金額が5万円以上となる場合は、被保険者ごとに請求回数、合計金額を以下にご記入ください。書ききれない場合には、お手数ですがかたばみまでご連絡ください。			
被保険者氏名	保険会社等名称	請求回数	合計金額
かたばみ 太郎	あいおいニッセイ同和損保	1 回	100,000 円
		回	円
		回	円

【告知事項についてのご注意】加入申込票上で※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知義務）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。ただし、「生年月日」・「年齢」・「健康状態告知」欄は疾病プランにご加入されない場合、告知事項に該当しません。

です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。ただし、「生年月日」・「年齢」・「健康状態告知」欄は疾病プランにご加入されない場合、告知事項に該当しません。

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり

重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。

以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

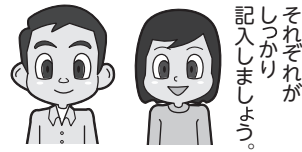
なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者ご本人欄に記入された方をいいます。

お客さま
チェック欄

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

(注)告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。



それぞれ
しつかり
記入しよう。

お客さま
チェック欄

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時(補償の開始時)**(注)から**1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、
保険金を受け取れない
場合もあるんだね。

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

- 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
- ※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。

『詐欺による取消し』
となった場合

- 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
- 既に払い込んだ保険料は返還できません。

お客さま
チェック欄

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださいますようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票の回答欄へ
記入してください。

お客さま
チェック欄

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。



告知したら、契約
はどうなるの？

お客さま
チェック欄

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を
確認させて
ください。

お客さま
チェック欄

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で**告知内容に誤りがないかのご確認**をお願いします。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も
大切なね。

お客さま
チェック欄

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

● **今回新たに加入する方** ● **継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更(注)を行う方**

(注)健康に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。

継続して加入する場合の
告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？

補償内容を拡大する

補償内容は変更なし、または縮小する

現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を
削除しますか？

補償対象外条件を削除する

補償対象外条件なし、または削除しない

健康に関する告知が**必要**です。

補償内容拡大後の補償パターンに応じた告知が必要です。

健康に関する告知が**必要**です。

加入申込票兼被保険者明細書の「特定疾病等対象外欄」に印字されている疾病コード、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

健康に関する告知は**不要**です。

健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

新たに加入する方、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方のいずれにおいても、ご加入の補償パターンに応じて告知をいただきますようお願いいたします。告知をいただく質問は以下のとおりです。

パターン	ご加入の補償パターン		告知が必要な質問事項		
	疾病補償	本人介護一時金	質問1	質問2	質問3
1	○	○	○	○	○
2	○	—	○	○	×

○：告知必要
×：告知不要



しつかり確認して
告知しないとな。

※継続して加入する方で今回補償内容を拡大する契約条件の変更を行う場合は、補償内容拡大後の補償パターンに応じた告知が必要です。

お客さま
チェック欄

8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件で加入されている場合があります。補償対象外となる病気・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知(再告知)をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

再告知の結果、
お引き受けできる場合

特定疾病等を補償対象外とする条件を削除して加入いただくことができます。なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払い有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

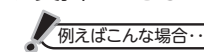
再告知の結果、
お引き受けできない場合

ご加入を継続いただく
ことができません。

お客さま
チェック欄

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始時より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。



例えばこんな場合…

加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって入院したケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項、回答欄記入例

疾病プラン(SC)に新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する

ご注意

- 健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。
- ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガ、要介護状態
- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記

疾病プラン(SC)にご加入の方

●被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

●ケガ(ただし、以下については、病気として告知対象となります) ●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈指腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

<質問1> 疾病プラン(SC)にご加入の方

●次のいずれかに該当しますか。

①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている。

②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上以上の入院をしたことがある。

※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

はい

いいえ

<質問2> 疾病プラン(SC)にご加入の方

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

①「がん」、「上皮内がん」

②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」

③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「医師による治療」には注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。なお、市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為は含みません。

③について、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

はい

いいえ

「疾病プラン(SC)はお引き受けします。」

契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

また、ご加入される補償パターンに応じてご回答ください。

については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。入は不要です。

疾病プラン オプションの本人介護一時金(81)にご加入の方

●本人介護一時金は、被保険者ご本人がご回答ください。

<質問3> 本人介護一時金(81)にご加入の方

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。

●次のいずれかに該当しますか。

①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。

②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。

③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがある。

①は、告知日(ご記入日)現在の状態をご回答ください。また、「他人の介護が必要である」とは、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。

②の「要介護認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護認定の申請を行った結果、非該当となった場合を含みます。

「(オプション)本人介護一時金(81)」は、お引き受けできませんので、お引き受けください。

いいえ

「(オプション)本人介護一時金(81)」をお引き受けします。

病名・症状一覧		
脳血管系	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形	肝臓系 ●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* ●ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
心臓系	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心房細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤	筋・骨格系 ●後遺症のある骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
呼吸器系	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)	悪性新生物 ●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
腎臓系	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患	その他 ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限ります) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注1) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)

(注1)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

(注2)告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp>)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。

回答が「いいえ」の場合、記入例のとおり回答を記入いただき、「告知者ご署名欄」に告知日を記入のうえ、署名してください。

※健康状態告知書質問事項回答欄

裏面の「健康状態告知書質問事項」をお読みいただき、右記に回答をご記入ください。	質問1 LKA	質問2 LKH	質問3 LTA	特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除) 疾病コード 506 =R0= 保険 太郎	LW8 告知者署名欄 令和④ 6 年 7 月 15 日 保険 太郎
	はい 2	はい 2	はい 2	疾病・症状名(カナ) 507 保険 太郎 =コウジョウセン =キナウチカシヨウ	
	いいえ 4	いいえ 4	いいえ 4		

「本人介護一時金」にご加入の方は質問3をご回答ください。

再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病コード、疾病・病状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

19

20

令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ

令和5年9月30日以前始期契約に加入し、保険申込書または加入申込票の「特定疾病等対象外欄」にコード等が印字

されている場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

1. 「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y5」のコードが印字されている場合 下表のコードの横に★が記載された項目は、

A1 A2	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫瘍 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈
A4	循環器	●脳卒中 ●脳出血 ●脳梗塞 ●脳軟化 ●心臓弁膜症 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●脳血栓 ●動脈硬化症 ●動脈閉塞症 ●高血圧症
A5 ★	循環器系・神経系	●脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●狭心症 ●先天性心臓病 ●心室細動 ●冠不全 ●動脈硬化症 ●脳炎 ●脳膜炎 ●髄膜炎 ●不整脈 ●動脈瘤 ●高血圧症(最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上) ●低血圧症(最高血圧100mmHg未満)
A6	循環器の病気	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症
C1 C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ
C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎
C5 ★	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃腸炎 ●胃かいよう ●大腸炎 ●腸閉塞(イレウス) ●腹膜炎 ●腸のかいよう ●食道狭窄 ●十二指腸かいよう
C6	胃腸管関係の病気	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄
D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸
D5 ★	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄だん
E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
E5 ★	胆のう・すい臓系	●胆石 ●胆のう炎 ●すい炎
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症 ●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症
F3	腎臓・泌尿器の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石

該当のコードに属する病気・症状の他、その分類に関わるあらゆる病気・症状が補償対象外となっています。

F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石
F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿路結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺炎 ●前立腺肥大症
F6	腎臓、泌尿器の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石
G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気
H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫
H5 ★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫
J5 ★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜、角膜の病気
M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
M4	肝臓・胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●すい臓炎
M6	肝臓、胆のう、すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄だん ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺炎腫
X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺炎腫
X5 ★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●けい肺 ●膿胸 ●肺炎腫 ●肺炎 ●じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺化膿症(肺膿瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺炎腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎
Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
Y5 ★	骨・筋肉	

2. 「疾病コード」欄に下記の「62」～「99」、「R0」のコードが印字されている場合 該当の病気・症状(コード番号)が補償

対象外となっています。

コード番号					
62：乳腺症	63：異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64：妊娠・分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)	67：白内障	68：緑内障	69：椎間板ヘルニア
70：腰痛症(ぎっくり腰など)	71：椎間板ヘルニア・腰痛(ぎっくり腰を含みます)	72：頸椎捻挫(むちうち症)	74：神経痛	75：関節リウマチ	77：慢性副鼻腔炎(蓄膿症)・慢性中耳炎
78：メニエール病・めまい	79：メニエール病	80：梅毒などの性病	81：梅毒・淋病	82：自律神経失調症	83：悪性貧血
84：痔・脱肛	86：高脂血症	87：痛風	88：てんかん	89：貧血症	90：(「疾病・症状名」欄に記載R0：された病気・症状)
91：痔疾	92：蓄膿症	93：中耳炎	94：骨髄炎	95：バセドウ病	96：頭部外傷による後遺症
97：腸閉塞	98：職業病	99：補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状			

3. 「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

印字された病気・症状が補償対象外となっています。

(例)

特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)
疾病コード 506 R0
疾病・症状名(カナ) 507 コウジョウセン キノウテイカショウ

ご加入の注意点

①団体保険に関するご注意

- 1** この保険は鹿島建設株式会社を保険契約者とし、鹿島グループ各社の退職者を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体総合生活補償保険(傷害補償<MS&AD型>特約・疾病補償特約)の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(鹿島建設株式会社)に交付されます。
- 2** 申込人となれる方は、鹿島グループ各社の退職者で、被保険者(補償の対象となる方)で本人の範囲は鹿島グループ各社の①退職者②退職者の配偶者③退職者またはその配偶者の子ども・両親および兄弟姉妹④退職者と同居している親族(ファミリープランを除く)です。
※親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- 3** 加入申込票の記載内容については、間違いがないか必ずご確認ください(被保険者が申込人本人と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を被保険者にもご説明ください)。
- 4** ご加入内容が変更となる場合には、事前にかたばみまたは引受保険会社へご連絡ください。特に次に掲げる変更について遅滞なくご連絡がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
▶扶養者の変更(育英費用補償特約をセットする場合のみ)
- 5** この保険は原則として自動継続のため、引き続き現在のご加入内容で継続される方は加入申込票のご提出は不要です。疾病補償はご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89才まで、保険契約の満了する日と同一の補償内容(※)でご継続加入のお取り扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。
(※)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
(注)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 6** 当保険は、団体割引、損害率による割増引によって保険料が変動するため、保険料は毎年変わる可能性があります。
- 7** 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況、保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 8** 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 9** この保険には、他の保険契約等がある場合、補償が重複する特約が含まれておりますのでご注意ください。
- 10** このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

②団体総合生活補償保険(傷害補償<MS&AD型>特約)に関するご注意

- 1** 柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術については医師が必要と判断した場合、医師の治療に準じてお支払いいたします。あん摩・マッサージ・指圧、はり、灸等の治療は、医師の同意に基づき医師の管理下で行われている場合のみお支払いいたしますが、カイロプラクティック等はお支払いの対象となりません。
- 2** お支払いの対象となる範囲▶この保険は事故による傷害(ケガ)を補償するものです。病気を直接の原因とした傷害(ケガ)は補償の対象となりませんのでご注意ください。

③団体総合生活補償保険(疾病補償特約)に関するご注意

- 1** 保険期間の開始時(注)より前に発生した原因による要介護状態や、発病した病気等(その病気等を原因とする損失、損害を含みます。)については、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない原因による要介護状態や自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」でも適用されますのでご注意ください。ただし、要介護状態開始日が保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後の場合や、保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始された等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。
- 2** 医師による診査はなく健康状態告知のみでご加入できます(前年と同様のご契約内容の場合は毎年自動継続となり、新たな告知は必要ありません)。

- 3** 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

【重複契約についてのご注意】

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【引受保険会社からのお知らせ】

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)およびP23に記載の各引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入者(被保険者)さま向け各種サービスのご案内

事故が起こったときは

万が一事故が起こった場合は、最寄りの「かたばみ」までご連絡ください。傷害補償、疾病補償、賠償等、事故の種類により適切なアドバイスをさせていただきます、保険金請求が円滑に進むようにお手伝いをさせていただきます。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を引いて保険金をお支払いすることがあります。なお、以下の点にご注意ください。

- ・賠償(加害)事故が発生した際は、被害者と解決への交渉を開始するにあたり、事前に最寄りの「かたばみ」または引受保険会社に必ずご相談ください。
- ・盗難事故が発生した際は、警察への届け出が必要となります。「盗難事故受理番号」を受領してください。

ご加入プランにより、各種サービスがご利用いただけます。
詳しくは、最寄りのかたばみまたは引受保険会社にお問い合わせください。

「日常生活賠償特約」セットの方へのサービス

示談交渉サービス

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意がある場合、引受保険会社による「示談交渉サービス」を受けることができます。また、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。なお、以下の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ※1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約に定める保険金額を明らかに超える場合
- ※相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ※相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ※被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

「傷害プラン」「交通傷害プラン」「ファミリープラン」「バリュープラン」「ワイドプラン」「ライズプラン」加入の方へのサービス

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)

「疾病プラン」加入の方へのサービス

医療カウンセリングサービス

- セカンドオピニオンのご相談
- 面談専門医のご紹介
- “がん”粒子線治療のご相談



健康安心サポート

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介)
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供)
- 介護安心サービス(介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供)／認知症TESTER(テスター)
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談／税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象なりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または最寄りのかたばみに「団体総合生活補償保険サービスガイド」をご請求ください。

この保険契約は4社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。
【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事会社)、三井住友海上火災保険株式会社(非幹事会社)、東京海上日動火災保険株式会社(非幹事会社)、損害保険ジャパン株式会社(非幹事会社)、実際に引受を行う保険会社、および引受割合は変更になる可能性があります。これに係る確定内容については、かたばみまたは引受保険会社へお問い合わせください。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜MS&AD型＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病(病気といいます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
 2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間中の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2)次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4)次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。 (5)特定疾病補償対象外の特約がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査(生検、腹腔(Ⓐ)鏡検査等)のための手術 ・吸引および穿刺などの処置 ・神経ブロック ・抜釘術 ・屈折異常に対する手術 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(※)。 (※)体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時に降に発病したものであるとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害
放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療(※)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	疾病入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 - 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(※)中のF 00からF 09までまたはF 20からF 99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (※) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003年度版) 準拠」によります。
疾病通院保険金	疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院したとき ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 「疾病通院保険金の支払条件変更特約」がセットされた場合、入院日の前日以前60日以内の通院についてもお支払いの対象となります。	疾病通院保険金日額 × 通院日数 ※ 1回の入院につき、通院日数は、通算して保険証券記載の疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他の病気・がんに関する特約の補償内容

- 被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病退院時一時金補償特約	疾病退院時一時金	発病した病気の治療のため、入院し、次のいずれかに該当した場合 ①14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合 ②入院している日数が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 ※ 1回の入院につき、1回のお支払いに限ります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
女性形成治療保険金補償特約	女性形成治療保険金	ケガまたは病気の治療のため、次のいずれかの手術を受けた場合 ①植皮術またははん痕形成術 ②外反母趾など足ゆびの後天性変形(※)に対する変形形成術 ③乳房切除術 (※) 後天性変形が、次のいずれかに該当する場合は、新たに被った別の身体障害として取り扱います。 - 被保険者が変形形成術を受けた後、同一の足ゆびについて後天性変形と診断された場合 - 被保険者が後天性変形と診断された後、異なる足ゆびについて初めて後天性変形と診断された場合 ※ 手術には、美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断、検査のための手術などは含みません。	女性形成治療保険金額 × 手術の種類に応じた割合(50%、100%) ※ 同時に2種類以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い割合を乗じます。	(1) 疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)～(5)に該当する事由によって受けた手術に対しては保険金をお支払いできません。ただし、「特定精神障害補償特約」は適用されません。 (2) 上記(1)のほか、次のいずれかの場合にも保険金をお支払いできません。 ①保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に被ったはん痕の原因となったケガまたは病気 ※ ②保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に被った後天性変形 ※ ③保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に被った乳房切除の原因となったケガまたは病気 ※ ただし、乳房切除の原因が悪性新生物である場合には、保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)よりその日を含めて90日を経過する日以前に被った病気。 ※ 継続契約においては、病気を発病

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				した時が、その病気による手術を受けた日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したのとして保険金お支払いの対象となります。
がん診断保険金補償特約	がん診断保険金	次のいずれかのがんと診断確定された場合 ①保険期間の開始時以降に初めて罹患したがん ②再発したがん(※1) ③転移したがん(※2) ④既払がん(※3)とは全く別のがん (※1) 再発したがんとは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと医師によって診断確定されたがんをいいます。 (※2) 転移したがんとは、他の部位・臓器に転移したと医師によって診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (※3) 既払がんとは、この特約がセットされた最初の保険期間が開始した以降にがんと医師によって診断確定され、既にかん診断保険金を支払ったがんをいいます。	がんの種類により、次の額をお支払いします。 ①約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合 がん診断保険金額 × 保険証券記載の上皮内新生物支払割合(100%) ②上記①以外の約款所定のがん(悪性新生物)に罹患した場合 がん診断保険金額の全額 ※ 保険期間を通じ、①と②それぞれ1回のお支払いに限ります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については保険金をお支払いできません。 (2) がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に再び保険金をお支払いする場合のがんと診断確定されたときは保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。 など
八大疾病一時金補償特約	八大疾病一時金	被保険者が、次のいずれかに該当した場合 ①がんに罹患し、保険期間中に次のいずれかのがんと医師によって診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん(※1) ウ. 転移したがん(※2) エ. 既払がん(※3)とは全く別のがん ②急性心筋梗塞を発病し、保険期間中に初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)を発病し、保険期間中に初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合 ④糖尿病を発病し、糖尿病と医師によって診断され、次のいずれかの病気を発病したことが保険期間中に医師によって診断された場合 ア. 糖尿病性網膜症 イ. 糖尿病性壊疽 ⑤高血圧性疾患を発病し、高血圧性疾患と医師によって診断され、高血圧性疾患により次のいずれかの病気を発病したことが保険期間中に医師によって診断された場合 ア. 大動脈瘤解離 イ. 大動脈瘤 ⑥慢性腎不全を発病し、慢性腎不全と医師によって診断され、保険期間中に次のいずれかに該当した場合 ア. 慢性腎不全の治療を直接的として医師が必要と認める人工透析療法(※4)を開始した場合	※保険期間を通じてお支払いは病気の種類ごとに1回を限度とします。ただし、継続契約である場合は次のとおりとします。 ①病気の種類が左記「保険金をお支払いする場合」の①のがんである場合は、被保険者が前回の保険金支払事由該当日(※)からその日を含めて2年以内に再びがんと診断確定された場合は保険金をお支払いできません。 ②病気の種類が左記「保険金をお支払いする場合」の②～⑧による場合は、病気の種類ごとにこの保険契約が継続されてきた初年度契約の始期日から通算してそれぞれ1回とします。 (※) 初年度契約から連続した保険期間中にがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日にもっとも近い日をいいます。 (注) 三大疾病診断見舞金補償特約がセットされた保険契約から継続されてきた場合、左記「保険金をお支払いする場合」の①から③の病気については、三大疾病診断見舞金補償特約でのお支払いを含めて通算します。	(1) 疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)～(5)と同じ。ただし、「特定精神障害補償特約」は適用されません。 (2) 上記(1)のほか、次のいずれかの場合も保険金をお支払いできません。 ①保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時(※))からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合 ②保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時(※))より前に急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患、慢性腎不全、肝硬変または慢性膵炎を発病した場合 など (※) 三大疾病診断見舞金補償特約がセットされた保険契約から継続されてきた場合は、がん、急性心筋梗塞、脳卒中については、三大疾病診断見舞金補償特約がセットされた保険契約の最初の保険期間の開始時をいいます。

特 約 名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		イ. 慢性腎不全の治療を直接の目的として腎移植手術を受けた場合 ⑦肝硬変を発病し、肝硬変と保険期間中に医師によって診断された場合 ⑧慢性膵炎 ^{すい} を発病し、慢性膵炎 ^{すい} と保険期間中に医師によって診断された場合 (*1) 再発したがんとは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと医師によって診断確定されたがんをいいます。 (*2) 転移したがんとは、他の部位・臓器に転移したと医師によって診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (*3) 既払がんとは、この特約がセットされた最初の保険期間が開始した以降にがんと医師によって診断確定され、既に八大疾病一時金を支払ったがんをいいます。 (*4) 人工透析療法とは、血液透析法または腹膜灌漑法により血液浄化を行う療法をいい、一時的な人工透析療法を除きます。		

■ケガや病気に伴う費用に関する特約の補償内容

- 被保険者が身体障害（ケガまたは病気）を被り、その治療を目的として費用を負担することにより被った損害等に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 (注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療費用 保険金 補償特約	先進医療 費用 保険金	身体障害を被り、その身体障害の治療のため、被保険者が保険期間中に日本国内の病院または診療所において「先進医療」を受け、その費用を負担したことによって損害を被った場合 ※ 「先進医療」とは、治療を受けた時点において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま す。対象となる「先進医療」の種類は特約保険期間中に変動することがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等ご確認ください。 ＜病院直接支払について＞ ・お客さまに代わり、先進医療にかかる費用（技術料）を直接お支払いすることができます。 ・通常、治療実施後に保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご自身で先進医療にかかる費用（技術料）の立替えが必要です。 ・先進医療にかかる費用（技術料）は高額になるケースもあるので保険金として直接病院へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。 【ご利用にあたりご注意いただきたい点】 ・以下の条件を満たすことが必要となります。	先進医療費用の額 ＜先進医療費用＞ ①「先進医療」に要する費用 ②次の交通費 「先進医療」を受けるために必要とした病院または診療所までの交通費 - 医師が必要と認めた病院または診療所への転院のために必要とした交通費 - 退院のために必要とした病院または診療所から住居までの交通費 ※ 保険期間を通じ、保険証券記載の先進医療費用保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金や他の保険契約等以外で損害をてん補するその他の給付がある場合は、その額を差し引いてお支払いたします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いたします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被った身体障害※1により先進医療を受けた場合 (2) 次のいずれかによるケガまたは病気により先進医療を受けた場合 - 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 - 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 - 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 - 上記④以外の放射線照射または放射性汚染 - むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 (3) 次のいずれかのケガにより先進医療を受けた場合 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ - 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 - 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ※4 - 脳疾患、病気または心神喪失 - 妊娠、出産、早産または流産 - 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的

特約名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		○保険金支払対象であり、先進医療の費用（技術料）が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること ○先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること（ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます） ※ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。		手術その他の医療処置 ⑥被保険者に対する刑の執行 ⑦被保険者が次のいずれかに該当する間の事故によるケガ - 乗用具(*)を用いて競技等(*)をしている間（ウ．に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます） - 乗用具(*)を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、乗用具(*)を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） - 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ⑧被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）等を含み、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故によるケガ - 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート等をいいます。 - 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。 (4) 次のいずれかによる病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。 - 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※5 - 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。 - 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 - 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気により先進医療を受けた場合は保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害の治療のために先進医療を受けた日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その身体障害は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※5 自動セットされる「特定精神障

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09またはF20からF99に該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003年度版)準拠」によります。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	－	－
②「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	－
③「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※3

※1 保険証券記載の被保険者をいいます。

※2 ご本人の配偶者※4をいいます。

※3 ご本人またはその配偶者※4の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。

※4 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※5 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ ア．運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ バ．運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ シ．道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ ド．交通乗用具の火災によって被ったケガ ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容は次のとおりです。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより死亡したときは、増額部分の保険金額（保険期間中に後遺障害に対して既にお支払いした増額部分の保険金がある場合は、その額を差し引いた額）を加算してお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4％～100％） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより後遺障害を被ったときは、増額部分の保険金額に上記算式の保険金支払割合を乗じた額を加算してお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して増額部分の保険金額が限度となります。	⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※4 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であつても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金に関しては、約款所定の条件に該当した場合に限りします。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間（ウ．に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます） イ．乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (※1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (※2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合および「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」による増額部分 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．交通乗用具を用いて競技等(※)をしている間（ウ．に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(※)をしている間」を除きます）
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより入院したときは、増額部分の入院保険金日額に入院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 - 創傷処理 - 皮膚切開術 - デブリードマン - 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 - 抜歯手術 - 歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りすので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 - 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより手術を受けたときは、増額部分の入院保険金日額の10倍（上記①）または5倍（上記②）を加算してお支払いします。	
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1.②のケガにより通院したときは、増額部分の通院保険金日額に通院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間 ②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など （*）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払します。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合			
○手術	×	○手術	
▼	▼	▼	
10月1日	10月10日	10月25日	・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■傷害補償（MS&AD型）特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償（MS&AD型）特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※ 被保険者の死亡については対象外となります。

その他の費用の補償

■その他の費用等に関する特約の補償内容 ＜ご自身に対する補償に関するもの＞

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
特約				
携行品損害補償特約		○	－	－
救護者費用等補償特約		保険契約者、救援対象者※4および救援対象者※4の配偶者※2・親族※5		
育英費用補償特約		○※6	－	－
弁護士費用特約		○	○	○
傷害による家事代行費用等補償特約		入院対象者※1・入院対象者と生計を共にする親族※5		
疾病による家事代行費用等補償特約		入院対象者※1・入院対象者と生計を共にする親族※5		

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
- ※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※5」または「別居の未婚※7の子」をいいます。
- ※4 ケガに関する補償で被保険者となる場合に限り、被保険者となります。
- ※5 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※6 育英費用補償特約は、学生・生徒・園児等または満23才未満の方を被保険者としてご加入ください。また保険証券に記載されたご本人以外の方をこの特約の被保険者とすることができます。
- ※7 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- （注）「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携 行 品 損 害 補 償 特 約	携 行 品 損 害 保 險 金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合	損害の額※1 － 免責金額※2 (3,000円)	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
補 償 重 複		＜補償対象外となる主な携行品＞ ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。 ②預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ⑤自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 など	※1 損害の額とは、次の額をいいます。 ①下記②、③以外の携行品 ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額（※3）をいいます。 イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額（※4）とし、再調達価額（※3）を限度とします。 ②貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董（とう）、彫刻物その他美術品 ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）をいいます。 イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額（※4）とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。 修理費 － 修理によって携行品の価額が増加した場合 はその増加額 修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額 －	①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族 ※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑧携行品の欠陥 ⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬携行品の置き忘れ・紛失 など
			※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。	

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	
救 援 者 費 用 等 補 償 特 約 補償重複	救 援 者 費 用 等 保 険 金	救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	救援者費用等の額 ＜救援者費用等＞ 被保険者が負担した次の費用をいいます。 ①捜救助費用 ②現地へ赴く交通費（救援者2名分・1往復分限度） ③宿泊料（救援者2名分・1名につき14日分限度） ④救援対象者の移送・移転費用 ⑤諸雑費（日本国内3万円限度、国外20万円限度） ※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません）をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※)を限度とします。 (※) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦救援対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫救援対象者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
育 英 費 用 補 償 特 約 補償重複	育 英 費 用 保 険 金	扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当する状態になった場合に、それによって被保険者が扶養されなくなることにより損失を被った場合 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第2級に掲げる保険金支払割合(89%)以上に認定された場合 ③事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合 ア．神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの イ．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ※ 扶養者は、被保険者を扶養する方で保険証券の扶養者欄に記載された方となります。 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	育英費用保険金額の全額 ※ 育英費用保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、支払限度額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。 この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	(1)次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損失に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または扶養者の故意または重大な過失 ②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④扶養者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦扶養者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 (2)保険金をお支払いする場合に該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合、保険金をお支払いできません。 など ※1 テロ行為によって発生した損失に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約（育英費用補償特約用）」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。
弁 護 士 費 用 特 約 補償重複	弁 護 士 費 用 等 保 険 金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取 ＜弁護士費用等＞ 損害賠償に関する争訟についての次の費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、被保険者または法定相続人が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は	弁護士費用等の額 ※ 1事故につき、被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額(300万円)が限度となります。 ※ 費用の支出には保険会社の同意が必要となります。 ※ 賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※	次のいずれかによって発生した被害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者相互間の事故 ④被保険者が次に掲げる状態にある間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ⑤被保険者が、麻薬または大麻等の影響を受けているおそれがある状態での事故

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		対象となりません。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬（＊1）、司法書士報酬（＊1）、行政書士報酬（＊2） ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 （＊1）弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 （＊2）書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。	1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（＊2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊1）を限度とします。 （＊1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （＊2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性に起因する事故 ⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染 ⑩大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ⑪石綿・石綿を含む製品が有する発がん性・有害な特性または石綿の代替物質・代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故 ⑫外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故 ⑬電磁波障害に起因する事故 ⑭被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑮被保険者に対する外科的手術その他の医療処置※2 ⑯被保険者に対する刑の執行 ⑰住宅または日常生活用動産の差押え・破壊等の公権力の行使 ⑱住宅または日常生活用動産自体の欠陥、自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等もしくは詐欺、紛失 ⑲被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ⑳被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取 ㉑被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 など
	法律相談費用保険金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害について、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取 ＜法律相談費用＞ 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。	法律相談費用の額 ※ 1 事故につき、被保険者 1 名ごとに 10 万円が限度となります。 ※ 被害が発生した日からその日を含めて 3 年以内に開始された法律相談費用が対象となります。 ※ 費用の支出には保険会社の同意が必要となります。 ※ 賠償義務者または第三者から既に支払われた金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（＊1）の合計額が、損害の額（＊2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（＊1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（＊2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊1）を限度とします。 （＊1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （＊2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	※1 テロ行為によって発生した被害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置には、作為・不作為を問わず次の行為を含みます。 ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または病気の予防 イ. 医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ. 身体の整形 エ. あんま、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）または柔道整復等 ＜法律相談費用保険金のみ＞ 被保険者またはその法定相続人が、次のいずれかの事由にかかわる法律相談を行うことによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続 ②売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、斡旋、仲介など ③名誉毀(き)損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体障害を伴わない人格権侵害 ④日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由 ⑤損害保険契約、生命保険契約またはこれらに類似の共済契約 など

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害による家事代行費用等補償特約 補償重複	家事代行費用保険金	入院対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのために入院し、被保険者が次の①から③のすべてに該当する代行費用を負担したことによって損害を被った場合 ①入院対象者の入院に起因し、かつ、入院期間中に要した費用 ②家事従事者（＊1）が家事に従事できなくなったことにより、家事を代行するために要した費用 ③次のいずれかに該当する費用 ア. ホームヘルパー（＊2）雇入費用 イ. 清掃代行サービス業者（＊3）利用費用 ウ. ベビーシッター（＊4）雇入費用 エ. 託児所・保育所等の費用（＊5） オ. クリーニング費用（＊6） （＊1）家事従事者とは、被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 （＊2）ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 （＊3）清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行う事業者をいいます。 （＊4）ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 （＊5）託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 （＊6）クリーニング費用には、配送費も含みます。	被保険者が負担した代行費用の額 － 免責金額（＊1） (5,000円) （＊）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって代行費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1 回の事故につき、次の算式によって算出した額を限度とします。 保険証券記載の支払限度基礎日額 × 代行費用を負担した総日数（＊） （＊）代行費用を負担した総日数は、180 日を限度とします。 ※ 第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（＊1）の合計額が、代行費用の額（＊2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（＊1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、代行費用の額（＊2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊1）を限度とします。 （＊1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （＊2）代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 入院対象者の親族に対して支払う代行費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかによって発生したケガにより代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、入院対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④入院対象者の病気、脳疾患または心神喪失 ⑤入院対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の入院対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦入院対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 (4) 次のいずれかの間に発生した事故によるケガによって代行費用を負担した場合は、保険金をお支払いできません。 ①入院対象者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間 ②入院対象者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具（＊1）を用いて競技等（＊2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（＊2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（＊1）を用いて競技等（＊2）を行うことを目的とする場所において、競技等（＊2）に準ずる方法・態様により、乗用具（＊1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（＊2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（＊2）をしている間または競技等（＊2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③入院対象者が山岳登はん（ピッケ

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				ル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間 （※1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 入院対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
疾病による家事代行費用等補償特約 補償重複	疾病家事代行費用保険金	入院対象者が、発病した病気のために入院し、被保険者が次の①から③のすべてに該当する代行費用を負担したことによって損害を被った場合 ①入院対象者の入院に起因し、かつ、入院期間中に要した費用 ②家事従事者（※1）が家事に従事できなくなったことにより、家事を代行するために要した費用 ③次のいずれかに該当する費用 ア．ホームヘルパー（※2）雇入費用 イ．清掃代行サービス業者（※3）利用費用 ウ．ベビーシッター（※4）雇入費用 エ．託児所・保育所等の費用（※5） オ．クリーニング費用（※6） （※1）家事従事者とは、被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 （※2）ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 （※3）清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行う事業者をいいます。 （※4）ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 （※5）託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 （※6）クリーニング費用には、配送費も含みます。	被保険者が負担した代行費用の額 － 免責金額（※） （5,000円） （※）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって代行費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1 回の入院につき、次の算式によって算出した額を限度とします。 保険証券記載の支払限度基礎日額 × 代行費用を負担した総日数（※） （※）代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。 ※ 第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 退院した日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、代行費用の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、代行費用の額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 入院対象者の親族に対して支払う代行費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (2) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。 ※1 (3) 次のいずれかにより発病した病気によって、代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または入院対象者の故意または重大な過失 ②入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動 ※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療目的として医師が使用した場合以外における入院対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (4) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ※3 に対しては、保険金をお支払いできません。 (5) 次のいずれかによって代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ①入院対象者が被った精神障害を原因として発病した病気 ※4 ②入院対象者の妊娠または出産。ただし、公的医療保険制度における「療養の給付」に要する費用、「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」の対象となるべき期間は、保険金をお支払いします。 (6) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 入院対象者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時に降に発病したものであるとして保険金お支払いの対象となります。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 入院対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「精神障害補償特約（疾病による家事代行費用等補償特約用）」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（※）中のF 00からF 09までまたはF 20からF 99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 （※）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10（2003年度版）準拠」によります。

■その他の費用等に関する特約の補償内容 ＜相手に対する補償に関するもの＞

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
特約				
日常生活賠償特約		○	○	○
受託物賠償責任補償特約		○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等（※）の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 （※）電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 免責金額（※） （0円） （※）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1 回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動 ※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族 ※2 に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みません。	明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6 親等内の血族および3 親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。
受 託 物 賠償責任 補償特約 補償重複	受 託 物 賠償責任 保 険 金	被保険者が日本国内において受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者の居住する住宅（敷地を含みます）内に保管されている間 ②日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間 < 補償対象外となる主な受託物 > ①通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ②貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品その他これらに類する物 ③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品 ④銃砲、刀剣その他これらに類する物 ⑤被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(※) (5,000円) 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 被害受託物について、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染 ⑨差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑩受託物に発生した自然発火または自然爆発 ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥動物、植物等の生物 ⑦建物（付属設備を含みます） ⑧門、塀または物置等の付属建物 など	金支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑫自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑬風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥航空機、船舶（原動力が専ら人力であるものを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑧受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます） ⑨受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6 親等内の血族および3 親等内の姻族をいいます。

■要介護状態に関する特約の補償内容

- 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。
※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1 号被保険者(※1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上の状態
②公的介護保険制度の第2 号被保険者(※2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(※3)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(※1) 第1 号被保険者とは、介護保険法第9 条第1 号に規定する65才以上の方をいいます。

(※2) 第2 号被保険者とは、介護保険法第9 条第2 号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

(※3) 特定疾病とは、介護保険法第7 条第3 項第2 号に定める特定疾病をいい、2023年1 月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注) 保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金支払特約	介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上）の効力が生じた日	介護一時金額の全額 ※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 (4) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気による要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始日以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2023 年 10 月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1商品 の 仕 組 み

(1) 商品 の 仕 組 み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。（注）
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(注)「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は、交通事故や交通乗用具の火災によって被ったケガに限り保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

②基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。また、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者（注1）	同居の親族（注2）・別居の未婚（注3）の子（注4）
本人型	○	－	－
家族型	○	○	○
夫婦型	○	○	－

(注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注4) 同居の親族・別居の未婚の子とは、「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
日常生活賠償特約	○（注）	○（注）	○（注）
受託物賠償責任補償特約			
弁護士費用特約	○	○	○

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

④育英費用補償特約の被保険者としてご加入できる方は、次の両方に該当する方となります。

●満期日において満23才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方

●扶養者がいる方

⑤上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2基本 となる 補 償 等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） など
病気の補償	●保険期間（注2）の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術（注3） ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気（医師が治療で使用する場合を除きます） ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●妊娠、出産による病気（異常妊娠等は除きます） ●「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合は、加入者証等に記載の病気 など

(注1) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注2) 継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

- （注3）保険期間（注2）の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入している場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間（注2）の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。
- （3）セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- （4）保険金額の設定
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- ・保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。
- （注）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
- （5）保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3保険料の決定の仕組みと払込方法等

- （1）保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- （2）保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))	2023 年 10 月
■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。		
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。		
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。		
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。		

1告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- （1）申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- （2）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- （注）次において、[1]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項
【1】すべてのご契約 同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無 （注）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。 【2】「疾病補償特約」「介護一時金支払特約」「疾病による家事代行費用等補償特約」をセットした場合 被保険者の生年月日、年齢、健康状態告知 ご注意 ●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。 ●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。 ●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（＊）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。 （＊）継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

- ※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更

等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- ※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4傷害死亡保険金受取人

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。
- ③被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

5現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- （1）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- （2）新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
- ①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
 - ②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- | 病気の補償 | 新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気 |
|-----------|---------------------------------------|
| 介護一時金支払特約 | 新たなご契約の保険期間の開始時より前に発生した病気等を原因とする要介護状態 |
- ③新たなご契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- （注）保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

6通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

① 特約の追加など、加入条件を変更する場合
②（育英費用補償特約をセットした場合のみ）扶養者の変更が発生した場合

7補償の開始・終了時期

- ①補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ②補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

8保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償 等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 - 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】
①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合 ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合 ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

※3 夫婦型または家族型で、本人について解約請求または本人による解約が行われた場合は、保険契約者は以下のいずれかの手続きを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b. によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること b. この保険契約の解約

11保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

12個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）および共同引受保険会社のホームページをご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。 ※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- （１）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- （２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （３）次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注１）
- ①本人型の場合は、被保険者が死亡（注２）したとき
 - ②夫婦型または家族型の場合は、被保険者が死亡（注２）し、夫婦型または家族型の被保険者の範囲に該当する被保険者がなくなったとき
- （注１）上記①、②以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注２）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■税法上の取扱い（2024 年 4 月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

- 所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- （１）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- （２）上記（１）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- ※ 1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。
- ※ 2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■ 共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■ 事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- （１）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- （２）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- （３）賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- ・ 1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- （４）携行品、受託物賠償責任を補償する特約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- （５）被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注１）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注２）をお支払いします。
 - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注２）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
- （注１）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。
- （注２）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができます（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）			
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(8)に掲げる書類も必要な場合があります。			
(3)	被保険者であることを確認する書類			
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）		など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類			
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・未成年者用念書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書		など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類			
	① 保険事故の発生を示す書類			
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書		など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類			
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料		など
	③ その他の書類			
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）		など
(6)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類			
	① 保険金支払額の算出に必要な書類			
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類		など
	② その他の書類			
	書類の例	・調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）		など
(7)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類			
	① 保険事故の発生を示す書類			
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真		など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類			
	書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料		など
	③ その他の書類			
	書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）		など
(8)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類			
	① 保険事故の発生を示す書類			

		書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 ・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（注） （注）公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。	・ホールインワン・アルバトロス証明書
		② 保険金支払額の算出に必要な書類		
		書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書	など
		③ その他の書類		
		書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）	など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

- 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとりの設定であることをご確認ください。
- 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口	
保険商品・契約内容に関するお問い合わせ	
【取扱代理店】	株式会社かたばみ
【電話番号】	03-5413-8115 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060（無料） ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料） ●受付時間 24 時間 365 日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808	
●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。	●おかけ間違いにご注意ください。 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

- ＜引受保険会社＞
- （幹事保険会社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（引受割合50.08％）
- （非幹事保険会社）

三井住友海上火災保険会社（引受割合36％）
東京海上日動火災保険株式会社（引受割合9.92％）
損害保険ジャパン株式会社（引受割合4％）

この保険契約は、4 社による共同保険契約（疾病プランのみあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の単独契約）であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務および事務を行っております。上記引受保険会社、引受割合は、2024 年5 月現在のものです。実際に引受を行う保険会社およびその引受割合は変更になる可能性があります。また、これらに係る確定内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

MEMO